

北九州市スポーツ施設条例施行規則

○北九州市スポーツ施設条例施行規則

平成20年3月28日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市スポーツ施設条例（平成20年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間及び休業日)

第2条 スポーツ施設の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 条例第2条第1項の規定によりスポーツ施設の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ申請書を市長（指定管理者に使用の許可を行わせるスポーツ施設にあつては、指定管理者。次条において同じ。）に提出しなければならない。

(使用の期間)

第4条 条例第2条第1項の許可を受けた者の使用は、1回の使用につき5日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(冷暖房設備の使用料等)

第5条 別表第2の左欄に定める設備を使用したときの使用料の額は、同表の右欄に定める額とする。

(指定管理者に管理を行わせようとするスポーツ施設等の公表)

第6条 市長は、スポーツ施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとするスポーツ施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

北九州市スポーツ施設条例施行規則

(4) 事業計画書に係る収支見積書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平20規則69・一部改正)

(指定管理者の指定の告示)

第8条 市長は、スポーツ施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するスポーツ施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市ブランド創造局長が定める。

(平23規則26・令6規則18・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平22規則40・旧付則・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせようとするスポーツ施設等の公表の特例)

2 第6条の規定は、条例付則第5項の規定により北九州スタジアムの指定管理者を指定しようとする場合及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(平成22年北九州市条例第36号)付則第2項の規定により北九州市立若松球場の指定管理者を指定しようとする場合については、適用しない。

(平22規則40・追加、平26規則55・一部改正)

付 則(平成20年11月10日規則第69号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成22年3月31日規則第18号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年12月15日規則第40号)

北九州市スポーツ施設条例施行規則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 3 月 8 日規則第 8 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 24 日から施行する。

付 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 26 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 10 月 7 日規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年 8 月 29 日規則第 64 号）

この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 11 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 1 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 5 月 29 日規則第 46 号）

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 9 月 30 日規則第 46 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 18 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

（平 28 規則 64・令 2 規則 46・一部改正）

区分	供用時間	休業日	備考
総合体育館	午前 9 時から午後 9 時 まで	1 2 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	1 「休日」 とは、国民
体育館（若松体 育館を除く。）	午前 9 時から午後 9 時 まで	1 2 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	の祝日に関 する法律
若 体育館 松 柔剣道場	午前 9 時から午後 9 時 まで	1 2 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	（昭和 23 年法律第 1

北九州市スポーツ施設条例施行規則

<p>体 育 館 ・ス ル</p>	<p>トレーニン グ室 多目的ホー</p>			<p>78号)に 規定する休 日をいう。 2 市長が特</p>
<p>ポ ー ツ セ ン タ ー (浅 生 ス ポ ー ツ セ ン タ ー を 除 く 。)</p>	<p>温水プール</p>	<p>午前10時から午後8 時まで</p>	<p>(1) 7月及び8月を 除く月の月曜日(その 日が休日に当たるとき は、その翌日) (2) 12月29日か ら翌年の1月3日まで の日</p>	<p>に必要なあ ると認め るときは、供 用時間及び 休業日を変 更し、又は 臨時に休業 日を指定す ることがで きる。</p>
<p>浅 生 ス</p>	<p>体育館 トレーニン グ室</p>	<p>午前9時から午後9時 まで</p>	<p>12月29日から翌年の 1月3日までの日</p>	

北九州市スポーツ施設条例施行規則

ポ ー ツ セ ン タ ー	柔剣道場 弓道場 多目的ホー ル		
	温水プール	午前10時から午後8 時まで	(1) 7月及び8月を 除く月の月曜日(その 日が休日に当たるとき は、その翌日) (2) 12月29日か ら翌年の1月3日まで の日
	庭球場	(1) 4月から11月 まで 午前9時から午後 7時まで (2) 12月から翌年 の3月まで 午前9時から午後 5時まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
	駐車場	午前8時30分から午 後9時30分まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
プ ー ル	新門司温水 プール	(1) 7月及び8月午 前9時から午後8時 まで (2) 5月、6月、9 月及び10月 ア 日曜日及び休日 午前9時から午後 8時まで	(1) 7月及び8月を 除く月の月曜日(その 日が休日に当たるとき は、その翌日) (2) 12月29日か ら翌年の1月3日まで の日

北九州市スポーツ施設条例施行規則

		イ その他の日午後 1時から午後8時 まで (3) その他の月午後 1時から午後8時ま で	
	桃園市民プ ール	午前10時から午後8 時まで	(1) 7月及び8月を 除く月の月曜日(その 日が休日に当たるとき は、その翌日) (2) 12月29日か ら翌年の1月3日まで の日
	その他のプ ール	午前9時30分から午 後5時まで	1月から6月まで及び9 月から12月まで
鞆ヶ谷競 技場	専用	午前7時から午後9時 まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
	共用	午前7時から午後8時 まで	
球技場 運動場		午前6時から午後9時 まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
球場		(1) 4月から10月 まで 午前6時から午後 9時まで (2) 11月から翌年 の3月まで 午前6時から午後 6時まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日

北九州市スポーツ施設条例施行規則

庭球場	(1) 4月から11月まで 午前7時から午後9時まで (2) 12月から翌年の3月まで 午前7時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	
武道場 柔剣道場 弓道場	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	

別表第2 (第5条関係)

(平22規則18・平23規則8・平28規則64・平29規則4・令2規則46・令3規則46・一部改正)

設備			使用料の額	
冷暖房設備	専用	総合体育館	第1競技場	消費したガス量1立方メートル当たり61円(1月から3月まで、11月及び12月にあっては、165円) 消費電力量1キロワット時当たり22円(7月から9月までにあつては、24円)
			第2競技場	30分又はその端数ごとに630円
			第3競技場	30分又はその端数ごとに130円
			大会議室	30分又はその端数ごとに100円

北九州市スポーツ施設条例施行規則

			小会議室	30分又はその端数ごとに50円
		門司体育館	集会室	30分又はその端数ごとに780円
		若松体育館	多目的ホール	30分又はその端数ごとに80円
		折尾スポーツセンター	多目的ホール	30分又はその端数ごとに120円
		浅生スポーツセンター	体育館	30分又はその端数ごとに1,790円
			柔道場	30分又はその端数ごとに230円
			剣道場	30分又はその端数ごとに230円
			多目的ホール	30分又はその端数ごとに50円
		北九州スタジアム	会議室1～7	使用する室の床面積1平方メートルにつき30分又はその端数ごとに1円17銭
			ウォームアップエリア1・2	
			特別会議室1～9	
			その他の室	
照明設備	専用	総合体育館	第1競技場	消費電力量1キロワット時当たり22円(7月から9月までにあっては、24円)
			第2競技場	
		新門司体育館		30分又はその端数ごとに60円(照明設備の2分の1以下を使用するときは、30円)
		門司体育館	体育室	30分又はその端数ごとに250円(照明設備の2分の1以下を使用

北九州市スポーツ施設条例施行規則

		するときには125円)
	観覧席	30分又はその端数ごとに10円
門司青少年体育館		30分又はその端数ごとに50円
小倉北体育館		照明設備1基につき30分又はその端数ごとに17円
小倉南体育館	競技場	30分又はその端数ごとに310円(照明設備の2分の1以下を使用するときには155円)
	観覧席	30分又はその端数ごとに40円
城野体育館		30分又はその端数ごとに150円
曽根体育館	競技場	30分又はその端数ごとに340円(照明設備の2分の1以下を使用するときには、170円)
	観覧席	30分又はその端数ごとに20円
	舞台	消費電力量1キロワット時当たり17円(7月から9月までにあっては、18円)
若松体育館	競技場	30分又はその端数ごとに590円(照明設備の2分の1以下を使用するときには295円)
	観覧席	30分又はその端数ごとに140円
黒崎体育館		30分又はその端数ごとに70円
城山体育館		30分又はその端数ごとに70円
折尾スポーツセンター	体育館	30分又はその端数ごとに380円(照明設備の2分の1以下を使用するときには190円)

北九州市スポーツ施設条例施行規則

	香月スポーツセンター	体育館		30分又はその端数ごとに180円
		柔道場		30分又はその端数ごとに40円
		剣道場		30分又はその端数ごとに40円
	浅生スポーツセンター	体育館	競技場	30分又はその端数ごとに210円（照明設備の2分の1以下を使用するときは105円）
			観覧席	30分又はその端数ごとに70円
		柔道場		30分又はその端数ごとに80円
剣道場		30分又はその端数ごとに80円		
専用 共用	鞆ヶ谷競技場			30分又はその端数ごとに800円
				1人30分又はその端数ごとに300円
専用	北九州スタジアム	アマチュアスポーツに使用する とき	全灯	30分又はその端数ごとに7,680円
			3分の2灯	30分又はその端数ごとに5,040円
			3分の1灯	30分又はその端数ごとに2,520円
			6分の1灯	30分又はその端数ごとに760円
			15分の1灯	30分又はその端数ごとに570円
			プロスポーツ又は	全灯
			3分の2灯	30分又はその端数ごとに25,190円

北九州市スポーツ施設条例施行規則

		スポーツ 以外に 使用す るとき	3分の 1灯	30分又はその端数ごとに12,5 90円
			6分の 1灯	30分又はその端数ごとに3,78 0円
			15分 の1灯	30分又はその端数ごとに2,83 0円
専 用	新門司球技場			1面につき30分又はその端数ご とに650円
	若松球技場			1面につき30分又はその端数ご とに500円
	新門司運動場			1面につき30分又はその端数ご とに250円
	若松球場			30分又はその端数ごとに2,20 0円
	大谷球場	照明設備の全 部を使用する とき		30分又はその端数ごとに700 円
		照明設備の一 部を使用する とき		30分又はその端数ごとに600 円
	城山球場	照明設備の全 部を使用する とき		30分又はその端数ごとに700 円
		照明設備の一 部を使用する とき		30分又はその端数ごとに600 円
	専	庭球場		

北九州市スポーツ施設条例施行規則

	用				とに 200 円
	共用				1 人 30 分又はその端数ごとに 50 円
	専用	武道場	柔道場		30 分又はその端数ごとに 80 円
			剣道場		30 分又はその端数ごとに 80 円
		柔剣道場	柔道場		30 分又はその端数ごとに 80 円
			剣道場		30 分又はその端数ごとに 80 円
その他の電気設備	専用	総合体育館	大型映像装置		30 分又はその端数ごとに 370 円
	専用	桃園市民プール	大型映像装置		30 分又はその端数ごとに 740 円
	専用	北九州スタジアム	大型映像装置	アマチュアスポーツに使用するとき	30 分又はその端数ごとに 850 円
	プロスポーツ又はスポーツ以外に使用するとき			30 分又はその端数ごとに 4,260 円	

備考 この表に定める算定の方法により算定した北九州スタジアムの冷暖房設備の使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。